

令和5年1月27日

教職員各位

学長 別所 正美
大学COI管理委員会
委員長 藤原 恵一

令和4年度 責務相反に関する定期申告・随時申告提出のお願い

学校法人埼玉医科大学利益相反管理規程に基づき下記のとおり、利益相反(COI)に関わる定期自己申告の提出をお願いいたします。

この申告は「学校法人埼玉医科大学利益相反管理規程」「埼玉医科大学利益相反マネージメントポリシー」において、該当する教職員に義務づけられているものです。

今年度から、利益相反 Web 申告システムにより申告いただきます。

<https://saitama-med.bvits.com/coi/login.aspx>

ログイン方法などについては、次のリンクを参照してください。

<http://www.saitama-med.ac.jp/medlinks/rinri/coi/img/file.pdf>

※令和4年度の利益相反を、すでに申告済みで申告内容に変更がない方は対応不要です。

記

1. 対象

- (1)大学内における研究費の配分を審査決定する立場にある者
- (2)大学内に設置された委員会の委員 ※【[申告対象の委員会一覧はこちら](#)】
- (3)本人、配偶者又は生計を一にする一親等の者(両親及び子供)が、企業等の代表者又は役員に就いている者
- (4)企業等に兼業している常勤の教職員等

2. 申告の方法

利益相反 Web 申告システムから申告いただきます。

- (1)申告者メニュー 定期/随時自己申告をクリック。
- (2)提出先に大学 COI 管理委員会を選択し、「申告基本情報入力へ進む」をクリック。
- (3)産学連携活動等、個人的な経済的利益について申告してください。

※申告方法の詳細は、【[定期申告・随時申告操作方法マニュアル](#)】をご参照ください

3. 締め切り：令和5年3月10日（金）必着

4. 注意事項

本学教職員と企業等との経済的関係がある場合において、次の4点のいずれかに当てはまる場合、注意が必要です。該当する事項のある場合は、RAセンターにご相談ください。

- ・ 大学または病院から、その企業への資金の流れがある。
- ・ 法人へ、その企業に関する兼業を届けていない。
- ・ COI 管理委員会へ、その企業に関する COI 申告を行っていない。
- ・ 学会や論文で、その企業に関する COI 申告を行っていない。

※就業規程 第 32 条により、法人の許可無く本学以外の会社及び団体の役員・職員となることは出来ません。

5. 問い合わせ先：大学 COI 管理委員会 事務担当 佐藤、浅見、中島

内線 (41-3188)

メール smu_rac@saitama-med.ac.jp

以上